

小矢部市商工会 工業・建設部会の皆様へ

# 技能講習等受講支援事業

## 👉 事業内容

小矢部市商工会員事業所（主に建設業・製造業）の技能講習等の受講を促進し、技能習得や生産性向上、安全な職場づくり等における経営力向上の支援を目的とし、その受講料の一部を支援する助成事業です。

## 👉 支援対象

小矢部市商工会員で工業、建設業を営む事業所に務める者

※就労場所が小矢部市内である受講者を対象とします。

## 👉 支援内容

1 講習の受講につき 1 人上限 **5,000円**

但し、他の助成制度を受給している場合は、その助成額を差引いた額の範囲内で助成します。

5,000円以下の場合は自己負担額を上限として助成。

**1 事業所における助成限度額は1万円(年間)**

(例) 従業員 2 名が受講料 5 千円以上の講習を受講した場合  
5,000円×2名=助成金 10,000円

(例) 従業員 1 名が受講料 5 千円以上の講習を 2 つ受講した場合  
5,000円×2講習=助成金 10,000円

## 👉 申請方法

技能講習等支援事業助成金申請書と必要書類を商工会の下記事務所へ提出又は郵送下さい。

### <申請に必要な書類>

- ◇受講を証明する書類（受講申込書等（写））
- ◇受講料を証明する書類（領収書等（写））

### <申請書のダウンロード>

商工会HPからもダウンロード出来ます。

小矢部市商工会で検索

トップページ（各種様式等ダウンロード）より

## 👉 対象となる講習等

労働安全衛生法令に基づく富山県労働基準協会、建設労働災害防止協会、陸上貨物運送災害防止協会、林業木材製造業災害防止協会の技能講習、特別教育、一般教育（安全衛生教育）が対象となります。

### 対象例

- ◆玉掛け技能講習
- ◆小型移動式クレーン運転技能講習
- ◆高所作業者運転技能講習
- ◆車両系建設機械（整地等）運転技能講習
- ◆不整地運搬者運転技能講習
- ◆足場の組立て等作業主任者技能講習
- ◆型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習
- ◆床上操作式クレーン運転技能講習
- ◆ガス溶接技能講習
- ◆プレス機械作業主任者技能講習
- ◆有機溶剤作業主任者技能講習
- ◆フォークリフト運転技能講習
- ◆ショベルローダー等運転技能講習
- ◆はい作業主任技能講習
- ◆木材加工用機械作業主任者技能講習
- ◆ローラー（締固め用建設機械）運転者特別教育
- ◆小型車両系建設機械（整地等）運転者特別教育
- ◆足場の組立て等特別教育
- ◆フルハーネス型安全帯使用作業特別教育
- ◆丸のこの等の取扱作業従事者教育
- ◆クレーン運転業務特別教育
- ◆動力プレス・シャー取扱者特別教育
- ◆アーク溶接等業務特別教育
- ◆粉じん作業特別教育
- ◆職長・安全衛生責任者教育
- ◆施工管理者等のための足場点検実務者研修
- ◆化学物質管理者講習
- ◆保護具着用管理責任者教育
- ◆安全管理者選任時研修
- ◆新入者安全衛生教育
- ◆職長教育
- ◆危険予知訓練研修会 他

※労働安全衛生法令による技能講習、特別教育等が対象です。

※詳細については、実施要領をご確認下さい。

<申請・お問合せ> 小矢部市商工会 津沢支所（工業・建設部会事務局）

TEL 61-2356 FAX 61-2360

## 令和6年度 技能講習等受講支援事業実施要領

小矢部市商工会  
工業・建設部会

## 1. 目的

小矢部市商工会に加入する部会員(主に建設業並びに製造業)の従業員を対象に労働安全衛生法令に基づく安全衛生教育関係機関(建設労働災害防止協会、県労働基準協会等)主催の技能講習・特別教育や各種管理者教育等の受講促進により、危険ゼロの職場づくりと安全作業に必要な知識や資格取得及び技能向上に資し、もって会員企業の発展を目的とする。

## 2. 対象となる講習

## 【技能講習】

玉掛 け 技 能 講 習	小型移動式クレーン運転技能講習	高所作業車運転技能講習
車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習	車両系建設機械(解体用)運転技能講習	不整地運搬車運転技能講習
地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習	足場の組立て等作業主任者技能講習	建築物石綿含有建材調査者(一般)講習
型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習	建築物等の鉄骨の組立等作業主任者技能講習	石綿作業主任者技能講習
木材加工用機械作業主任者技能講習	床上操作式クレーン運転技能講習	ガス溶接技能講習
プレス機械作業主任者技能講習	鉛作業主任者技能講習	乾燥設備作業主任者技能講習
有機溶剤作業主任者技能講習	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習
フォークリフト運転技能講習	ショベルローダー等運転技能講習	はい作業主任技能講習

## 【特別教育】

巻上げ機(ウインチ)運転者特別教育	ローラー(締固め用建設機械)運転者特別教育	小型車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転者特別教育
ロープ高所作業に係る特別教育	足場の組立て等特別教育	フルハーネス型安全帯使用作業特別教育
丸のこの等の取扱作業従事者教育	クレーン運転業務特別教育	動力プレス・シャー取扱者特別教育
アーク溶接等業務特別教育	自由研削といし取替試運転者特別教育	機械研削といし取替試運転者特別教育
電気(低圧・高圧)取扱者特別教育	粉じん作業特別教育	ダイオキシン類作業従事者特別教育
酸素欠乏危険作業従事者特別教育	安全衛生推進者養成講習	伐木造材等作業従事者特別教育
走行集材機械の運転業務特別教育	伐木等機械の運転業務特別教育	

## 【一般教育(安全衛生教育)】

職長・安全衛生責任者教育	職長・安全衛生責任者能力向上教育	施工管理者等のための足場点検実務者研修
一般建築物石綿含有建材調査者講習	熱中症予防指導員・管理者研修	刈払機取扱作業従事者安全衛生教育
安全管理者選任時研修	新入者安全衛生教育	職 長 教 育
危険予知訓練研修会	腰痛予防教育	熱中症予防教育
造林作業の作業指揮者等安衛教育	化学物質管理者講習	保護具着用管理責任者教育

### 3. 対象となる受講者

当会の会員企業に勤務している方のうち、就業場所が小矢部市内である方で、新たに技能講習、特別教育や各種管理者等教育等を受講する者。

特例として個人事業主や法人役員も対象とする。

### 4. 助成金額

助成金は、1 受講 5,000 円、1 事業所あたり年間 10,000 円を限度額とする。

※但し、キャリア形成促進及び建設教育訓練など、他の助成金を受給する場合は、これらを除き実質自己負担額を本助成金の範囲内で助成する。

※従業員数は中小企業基本法上の常時使用する従業員をいい、雇用保険加入者数。

### 5. 受講対象期間

令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 20 日(必着)

※令和 7 年 3 月 21 日から 3 月末までの受講(日)分については次年度の申請とし、救済措置として次年度分限度額とは別枠とする。

### 6. 請求方法

講習終了後、速やかに(概ね1か月以内)、当会所定の助成金申請書に受講申込書及び領収書の写し等を添付し、下記事務所宛提出する。

### 7. 提出方法

下記事務所へ持参または郵送とする。

### 8. 提出先

小矢部市商工会 津沢支所

〒932-0115 小矢部市津沢 345 番地 TEL 61-2356 FAX 61-2360

工業・建設部会 担当 正木

(小矢部支所に提出も可能ですが確認は津沢支所の担当者で行います)